

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	融資あっせんを受けた者に対する融資あっせん決定の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市水洗便所改造資金融資あっせん規程第11条	
処分基準	根拠条項	栃木市水洗便所改造資金融資あっせん規程第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により融資あっせんの決定を受け、又は資金の融資を受けた者</p> <p>(2) 融資を受けた資金を融資あっせんの目的以外に使用した者</p> <p>2 処分内容</p> <p>融資あっせん決定の取消し</p>	